

2020年1月

お客さま各位

きのくに信用金庫

「外貨普通預金規定」「外貨定期預金規定」の改定のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、2020年4月に施行される改正民法を踏まえ、2020年3月1日より、「外貨普通預金規定」「外貨定期預金規定」を改定いたします。

なお、改定後の「外貨普通預金規定」「外貨定期預金規定」は、すでにお取引をいただいているお客様にも適用されますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

主な改定事項は下記の通りです。

- ①成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ②各規定変更時の周知方法等についての明確化
- ③外貨定期預金の期日前解約の取扱についての明確化
- ④住所変更等の届出をいただいていない場合のお客さまへの通知についての明確化

また、今回の改定から、「外貨普通預金規定」「外貨定期預金規定」を電子化いたします。

本対応により当金庫ホームページで最新の「各規定」をご確認いただけることから、誠に勝手ではございますが、当金庫窓口での「各規定」の配布を終了いたしますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

改定後の各規定はこちらをご覧ください。

[預金規定一覧](#)

規定の電子化を行い配布を終了します。

以上